

都道府県・政令指定都市名	13 東京都
--------------	--------

時点: 2021年4月1日 (特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活文化局都民生活部男女平等参画課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 11 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	東京都男女平等参画推進会議
設置年月日(西暦)・根拠	2000年7月21日 根拠: 東京都男女平等参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	生活文化局長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	東京都男女平等参画審議会
設置年月日(西暦)	2000年7月25日
構 成 員	24 人 (女性 14 人、男性 10 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2017 年 4 月 ~ 2022 年 3 月
名 称	東京都男女平等参画推進総合計画
改定・見直しの予定時期	2022年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	東京都男女平等参画基本条例
	公 布 日 (西 暦)	2000年3月31日
	施 行 日 (西 暦)	2000年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 2022 年度まで	40 %	
根 拠	「未来の東京」戦略(令和3年3月)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	(1) 地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律、条例設置) (2) 要綱に基づき知事等が随時設置する懇談会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(225)うち女性委員を含む審議会等数(199) 延総委員等数(2,385)延女性委員等数(855) 女性比率(35.8)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(53)うち女性委員を含む審議会等数(49) 延総委員等数(672)延女性委員等数(242) 女性比率(36.0)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(42)うち女性委員を含む審議会等数(41) 延総委員等数(1,776)延女性委員等数(628) 女性比率(35.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(90)延女性委員等数(13) 女性比率(14.4)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	部局長相当職 (人) (C)			次長相当職 (人) (E)			課長相当職 (人) (G)			
				うち女性数(D)	女性比率(%)	うち女性数(F)	女性比率(%)	うち女性数(H)	女性比率(%)				
本庁	計	2,216	270	12.2	563	71	12.6	268	9	3.4	1,385	190	13.7
	うち一般行政職	1,322	204	15.4	339	55	16.2	22	1	4.5	961	148	15.4
支庁・地方事務所等	計	2,215	487	22.0	666	78	11.7	0	0		1,549	409	26.4
	うち一般行政職	1,115	225	20.2	264	35	13.3	0	0		851	190	22.3
全体	計	4,431	757	17.1	1,229	149	12.1	268	9	3.4	2,934	599	20.4
	うち一般行政職	2,437	429	17.6	603	90	14.9	22	1	4.5	1,812	338	18.7
再掲	警察関係	813	31	3.8	283	9	3.2	268	9	3.4	262	13	5.0
	教育委員会	149	35	23.5	29	7	24.1	0	0		120	28	23.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	5,323	1,341	25.2	3,012
	うち一般行政職	3,467	1,109	32.0	117	19	16.2
支庁・地方事務所等	計	6,202	2,175	35.1	3,200	152	4.8
	うち一般行政職	2,328	677	29.1	82	31	37.8
全体	計	11,525	3,516	30.5	6,212	311	5.0
	うち一般行政職	5,795	1,786	30.8	199	50	25.1
再掲	警察関係	1,339	57	4.3	6,212	311	5.0
	教育委員会	750	332	44.3	0	0	

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	49	4	8.2	489	79	16.2	362	14	3.9
	うち一般行政職	33	3	9.1	243	60	24.7	6	2	33.3
支庁・地方事務所等	計	344	53	15.4	318	111	34.9	209	15	7.2
	うち一般行政職	135	26	19.3	85	30	35.3	15	3	20.0
全体	計	393	57	14.5	807	190	23.5	571	29	5.1
	うち一般行政職	168	29	17.3	328	90	27.4	21	5	23.8
再掲	警察関係	179	5	2.8	276	14	5.1	571	29	5.1
	教育委員会	4	1	25.0	33	16	48.5	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○	○	○	○	○	◎		○	○		
補佐級	○	○	○	○	○	◎		○	○		
係長級	○	○	○		○	◎			○		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	43,514	5,872	13.5
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	3,308	1,167	35.3
うち上級	2,108	870	41.3
うち一般行政職	632	264	41.8
うち上級	534	223	41.8
うち警察関係	1,401	193	13.8
うち上級	790	119	15.1

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	東京都職員服務規程、警視庁職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>東京都職員服務規程</p> <p>(旧姓の使用) 第三条の二 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、総務局長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、都民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 5 任命権者を異にする異動があつた者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとする。</p> <p>警視庁職員旧姓使用取扱要綱 第2 1 「旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申請があつた場合は、一部の公文書を除き、旧姓使用を認める。」</p>

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性数(人)	女性比率(%)		女性数(人)	女性比率(%)
131	23	17.6	30	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	東京ウィメンズプラザ		愛称・通称		
設置年月日(西暦)	1995年11月10日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 150-0001 住所: 東京都渋谷区神宮前5-53-67 電話番号: 03-5467-1711 FAX番号: 03-5467-1977 ホームページ: https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他()				
職員数	常勤	9人	非常勤	32人	予算額 2021年度 1,079,968 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 公開講座(DV防止)、ライフ・ワーク・バランスに関する啓発冊子の作成・配布) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項: 区市町村職員等向け研修、女性の活躍推進に関する講座等) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項 一般相談、特別相談(法律相談・精神科医師による面接相談・男性のための悩み相談)) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料等の収集・提供) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: DV防止等民間活動助成事業、DV被害者自立支援民間人材養成事業、DV対策に係る民間支援団体との連携会議) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項: DV相談、DV被害者自立支援講座、会議室等施設の提供)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会員数	
問10-4 活動内容	<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 内容:			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 名称: 概要: <input type="checkbox"/> 7. その他 内容:	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2020年度予算(千円)	2021年度予算(千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	582,927	655,271	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00799 %	0.00883 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	635,322	635,454	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			○	
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		○

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業(4、5、7、8、9、10)、東京都家庭と仕事の両立支援推進企業(7)
- 「企業の表彰制度」の具体的な名称 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業(4、5、7、8、9、10)のうち、大賞・優秀賞・特別賞、東京都女性活躍推進大賞(2~10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	女性も男性も輝くTOKYO会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	東京都女性活躍推進白書、東京の男女平等参画データ
問17-1 公表周期		1. 定期 2. 不定期	2	定期的場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
		○	4. その他 (東京都女性活躍推進白書については不定期だが、東京の男女平等参画データについては定期的に公表を行っている。)	

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 気運醸成のための広告	女性活躍推進に関心が薄い人に興味をもってもらうため、動画等を作成し、広報展開		12月～1月(予定)
・ 地域で活躍する女性を紹介する映像制作	女性が地域活動に参加し活躍できる仕組みづくりや組織体制を構築している団体等の先進的な事例や地域で活躍する女性の取組を紹介することで、地域における女性活躍を推進する。		通年
・ 男性の家事・育児参画に向けた気運醸成事業	Webサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツの作成・発信により、男性の家事・育児参画に向けた効果的な普及啓発を行い、具体的行動につなげていく。		
・ 男性の家事・育児参画マインドチェンジキャンペーン事業	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジに向け、当事者、企業、親・上司、若者等各ターゲットに向けた普及啓発コンテンツを掲載する専用サイトを開設。キャンペーン普及啓発動画制作、キャンペーン普及啓発広告掲出、インフルエンサーを活用した広報、若者向けキャリアデザイン普及啓発、男性の家事・育児参画を後押しする好事例企業紹介記事制作等を展開。		10月から3月(予定)
・ 若者向けキャリアデザイン意識醸成事業	若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」を更新し、広報展開		10月から3月(予定)
・ 女性が輝くTOKYO懇話会	女性活躍の推進について広く発信と提言を行うことを目的に、知事自らが発信する場として開催。動画を作成し、配信する。		1月(予定)
・ 配偶者暴力防止講演会	一般都民を対象にDVに関する情報を提供(年1回)	200名	11月
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を実施	未定	2月、3月予定
・ 夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子の作成、配布	出産後からではなく、子供が生まれる前から、ライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識し、今後の生活を夫婦ともに考えるための啓発冊子を作成し、区市町村での母親学級等で配布する。	140,000部	1月予定
・ パパママサミット	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	500名まで	11月
2. 表彰			
・ 東京都女性活躍推進大賞	女性の活躍推進に向け、先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及していく。 【対象】 ①事業者部門(産業分野、医療・福祉分野、教育分野) ②地域部門(団体又は個人)	【大賞】 事業者部門…各分野1団体程度 地域部門…1～2団体(又は個人)程度 【優秀賞】 事業者部門…各分野1～2団体程度 地域部門…1から2団体(又は個人)程度 【特別賞】 1団体(又は個人)程度	1月
3. 講座			
・ 男女平等推進担当職員研修	区市町村の女性センター職員等を対象に専門的、具体的講座を実施。(実務編1回、実践編1回、応用編1回)	各回30～80名	4, 5, 10月
・ 区市町村相談員養成講座	区市町村の相談員のための研修講座(年3回)、性暴力被害者支援に関する研修(年1回)	各回30～80名 (性暴研修)150名	6, 12, 2月
・ 職務関係者研修	基礎研修、分野別専門研修(年5回)	各回80～250名	4, 5, 10, 12, 3月
・ 区市町村支援事業コーディネーター研修	区市町村において関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な講座・演習を実施(年2回)	各回70～100名	10月
・ 民間団体向け研修	DV被害者支援を行う民間団体等に対して、DV被害支援の基本的知識や支援方法を学ぶために実施(年2回)。	各回70～100名	3月
・ DV被害者自立支援講座	こころのサポート、生活自立支援のための講座(月4回)	各回25名	6～3月
・ 配偶者暴力被害回復のための子供広場	配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象遊びを通じた継続的な学習の機会を提供 小学校就学前コース、低学年コース(年6回)フォローアップ(年1回)	各コース5家族	6～1月
・ 非正規雇用で不安を抱える女性応援セミナー(仮称)	非正規雇用で不安や悩みを抱えている女性に対して、専門家から必要な法的知識やアドバイスを得ることで、前向きに働き続けられるよう実施(年1回)。	500名まで	10月
・ 女性のためのキャリアアップセミナー	女性が管理職・リーダーを目指すため、企業で活躍している女性をロールモデルの講師として招いて実施(年1回)。	500名まで	1月
・ 男女平等推進啓発セミナー	女性も男性もアンコンシャスバイアスに気づき、家事など身近な生活から男女平等参画実現の働き方や暮らし方を考える(年1回)。	500名まで	11月
・ 働く女性のメンタルヘルス講習会	働く女性の精神的負担を軽減するため、精神科医等を講師に招いて講演会を実施(年1回)	500名まで	3月
4. 相談事業			
・ 相談事業	一般相談、特別相談(DV相談、男性のための悩み相談、法律相談、精神科医師による面接相談、LINE相談)		
・ 女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」	ちょっとした悩みや不安を抱える女性と、仕事、子育て、介護などを経験してきた都民をつなぐ掲示板サイト「TOKYOメンターカフェ」を運営し、相談者の多様な悩みに寄り添いながら、次の一歩を踏み出すきっかけとなるよう支援する。		通年
5. 情報収集・提供			
・ 図書資料等の収集・提供	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営		
・ ホームページでの情報提供	東京都女性活躍推進ポータルサイト、東京ウィメンズプラザホームページ		
・ SNSでの情報発信	ツイッター、フェイスブック		
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・ 協働プロジェクトの実施	女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「女性も男性も輝くTOKYO会議、太鼓判」事業の認定等)		通年
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を実施	未定	2月、3月予定

8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・DV防止等民間活動助成事業	DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣)		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・男女平等参画のための都市間ネットワーク(CHANGE)	共同設立都市(バルセロナ、フリータウン、ロンドン、ロサンゼルス、メキシコシティ)と連携し、男女差別、女性蔑視、ジェンダーに基づく不公平に対する取組のベストプラクティスを共有する	通年	
10. 調査研究 ・男性の家事・育児等参画状況実態調査	男性の家事・育児参画に対する当事者及び一般都民の意識・実態を把握し施策に反映するため、インターネット調査を実施	6月	
11. その他 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口	区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	東京都議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	3
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	4	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	その他の事故
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
案文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	東京都地域防災計画
該当部分の規定	東京都生活文化局 ○災害対策における男女平等参画の視点の必要性について区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施 ○災害時にも情報共有等できるよう、都内の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ○男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を区市町村へ情報提供

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	1	1. 女性 2. 男性	任期: 2020年7月31日	～	2024年7月30日
副知事			5 人 (女性 1 人、男性 4 人)		

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	74	8	10.8		
	都道府県防災会議(委員のみ)	73	7	9.6		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	26	2	7.7	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	19	0	0.0	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		4	4	100.0		
2	国土利用計画地方審議会	22	5	22.7		
3	土地利用審査会	5	2	40.0		
4	都道府県交通安全対策会議	37	2	5.4		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	28	9	32.1		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	12	57.1		
7	精神医療審査会	39	9	23.1		
8	都道府県生活衛生適正化審議会	13	2	15.4		
9	都道府県医療審議会	27	7	25.9		
10	准看護師試験委員会	17	12	70.6		
11	麻薬中毒審査会	5	0	0.0	適任者が男性であったため。	
12	地方社会福祉審議会	29	9	31.0		
×	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関					
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	3	15.0		
15	国民健康保険審査会	9	2	22.2		
16	都道府県農業共済保険審査会	10	3	30.0		
17	都道府県森林審議会	14	4	28.6		
18	都道府県建設工事紛争審査会	40	12	30.0		
19	建築審査会	7	2	28.6		
20	都道府県建築士審査会	9	4	44.4		
21	都道府県都市計画審議会	32	4	12.5		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	20	6	30.0		
24	石油コンビナート等防災本部	35	6	17.1		
×	25 公害健康被害認定審査会					
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				令和3年4月1日時点未選任	
27	都道府県児童福祉審議会	34	17	50.0		
28	地方港湾審議会	37	6	16.2		
29	土地区画整理審議会	10	2	20.0		
30	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
31	介護保険審査会	21	10	47.6		
32	都道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0		
33	感染症の診査に関する協議会	73	11	15.1		
34	警察署協議会	852	401	47.1		
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
37	都道府県国民保護協議会	74	5	6.8		
38	地方独立行政法人評価委員会	17	7	41.2		
39	市街地再開発審査会	15	3	20.0		
×	40 都道府県職員委員会					
×	41 自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	7	4	57.1		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	10	3	30.0		
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
46	指定難病審査会	22	4	18.2		
47	小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7		
48	行政不服審査会	12	5	41.7		
49	地域医療対策協議会	18	5	27.8		
50						
51						
52						
53						
	合計	1,776	628	35.4		
	女性委員0の審議会数	1				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	4	1	25.0	
6	都道府県労働委員会	39	5	12.8	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	0	0.0	
	合 計	90	13	14.4	
	女性委員0の委員会数	3			